

環境影響評価審査書

51 エバラ食品総合開発センター建設計画

I 総括事項

エバラ食品総合開発センター建設計画（以下「本件事業」という。）は、エバラ食品工業株式会社（以下「事業者」という。）が、足柄上郡大井町山田宇木曾免1, 372番地ほかの面積84,692平方メートルの土地（以下「実施区域」という。）を造成し、そこに食品開発とそれに関わる技術開発のための研究所及びこれに付随する管理棟、試作工場等を建設しようとするものである。

実施区域は、大井町南東部の小田原市境に接する大磯丘陵北西部の西斜面先端部の標高80メートルから140メートルの丘陵地に位置し、西方には足柄平野が広がり、南西約1.0キロメートルにはJR御殿場線上大井駅がある。また、実施区域の西約200メートルを南北に流れる菊川沿いの平坦部には水田や畑地が広がり、その中に住宅地がみられる。

実施区域及びその周辺は、市街化調整区域に指定されており、実施区域内の土地利用状況は、その大半がかんきつ園地再編対策により廃園となったみかん園跡地と放棄された畑地跡地の雑草地である。このほか地境の急な斜面部には、コナラ群落とスギ・ヒノキ植林が、隣接地に連たんして比較的広い塊をみせており、足柄平野からの緑の濃い景観を形成している。また、実施区域の周辺を流れる菊川の支流には、ゲンジボタルやヘイケボタルが生息するなど、良好な水環境が維持されており、さらに、菊川が合流する酒匂堰の周辺一帯においては、土地改良事業が実施され、水田が広く整備されている。

一方、実施区域東隣の丘陵地上部には、本件事業と実施時期をほぼ同じくし、（仮称）東京航空計器（株）大井研究所建設事業が予定されている。

県が、神奈川の環境の保全と創造を進めるためのガイドラインとして策定した「かながわ環境プラン」では、実施区域の位置する大磯丘陵地域における環境特性として、「足柄平野に面しているため、景観的に重要な位置を占めて」いるとしており、また、活断層である国府津・松田断層の存在が触れられている。

本件事業は、このような地域において、比較的規模の大きな土地の形状の変更及び建築物等の建設を行うものであることから、事業の実施に当たっては、次の諸点について十分配慮する必要がある。

まず第一に、建築物と周辺の緑との調和についてである。

実施区域の位置する大磯丘陵北西部は、足柄平野からの緑豊かな景観を形成しているため、建築物の建設に当たっては、周辺の緑との調和に配慮し、建築物のデザイン及び効果的な緑化計画を検討する必要がある。

第二に、水質汚濁の防止についてである。

供用後に排水を放流する菊川支流は、良好な水質が維持されているとともに、菊川が合流する酒匂堰は農業用水として利用されているため、水質への影響を極力低減させるよう、さらに排水処理対策を検討する必要がある。

第三に、地震に対する安全対策の強化についてである。

実施区域の位置する大磯丘陵西部には、国府津・松田断層が存在するため、事業実施に先立ち、実施区域の地質構造について綿密な調査を行い、結果によっては、施設の配置計画等の見直しを含め、地震に対する安全対策をさらに強化する必要がある。

最後に、本件事業が完了し、研究所等が供用された後に、社会情勢の変動、科学技術の発達及び事業者の経営方針の変更などにより、実施区域における土地利用や研究内容を変更する必要性が生じることも十分考えられる。その場合には、事業者は、土地利用や事業内容の変更により生ずる環境影響を事前に予測、評価し、極力、環境影響の少ない方法を採用するよう努める必要がある。

以上、総括的な視点からの審査結果について述べてきたが、各評価項目についての個別的な審査結果は次のとおりである。予測評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分踏まえ、適切に対処する必要がある。

II 個別事項

1 水質汚濁－水質汚濁に係る特定物質、窒素類、磷類

予測評価書案によれば、本事業所は調味料等の食品の研究開発及び試作を行うことから、排水には比較的高濃度の窒素及び磷が含まれるが、これらの処理を行っていない。また、水銀等の重金属類を含む薬品を使用する実験においては、廃液及び実験器具等の二次洗浄水までは回収し、委託処分するとしているが、三次洗浄水以降の排水については重金属類の処理を行っていない。しかしながら、排水の放流先である菊川支流は、放流地点の上流にゲンジボタルが、上流及び下流にはヘイケボタルが生息するなど、良好な水環境が維持されており、また、菊川が合流する酒匂堰は農業用水として利用されているため現状の水質を極力維持することが望まれる。したがって、窒素、磷及び重金属類の処理を検討するとともに、処理水の監視の観点から生物モニタリングの実施を併せて検討すること。

2 騒音－航空機騒音

予測評価書案によれば、ヘリコプターによる騒音については、「航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）」を参考として予測評価しているが、本ヘリポート計画のように離着陸回数の少ない小規模飛行場を対象とし、ヘリコプター等の飛行形態に即した航空機騒音の評価方法として「小規模飛行場環境保全暫定指針（平成2年9月13日、環境庁大気保全局長通知）」が定められているので、この暫定指針に基づく予測評価を行い、結果によっては適切な騒音対策を講じること。また、北西側の飛行ルートの下には、菊川周辺の集落があることを考慮し、騒音の影響を低減させるための飛行ルート及び飛行時間帯の設定を検討すること。

3 廃棄物－一般廃棄物

予測評価書案では、造成工事の実施に伴い発生する伐採樹木については、伐根30立方メートルを焼却処分するとしているが、それ以外の伐採樹木の発生量及び処分方法が明らかにされていない。したがって、その発生量を明らかにするとともに、省資源、大気汚染防止等の観点から極力焼却処分は避け、有効利用することを具体的に検討すること。

4 動物

予測評価書案によれば、工事中の濁水及び供用後の排水が流入する菊川支流には、ヘイケボタルの生息が確認されているため、これらの排水の処理については十分配慮すること。また、併せて生息環境に対する影響をモニタリングし、その結果を県に報告するとともに、万一影響が生じた場合は適切な対策を講じること。

5 文化財

予測評価書案によれば、実施区域内に埋蔵文化財は存在しないとしているが、実施区域周辺は埋蔵文化財が豊富なことで知られているため、事業実施に当たっては慎重かつ綿密な調査を行うこと。なお、調査の結果、埋蔵文化財が発見された場合には、保存方法について関係機関と十分協議し、適切な措置を採ること。

6 景観

足柄平野からの景観形成上、実施区域のある丘陵は、北側の丹沢山地及び西側の箱根山地とともに、連続する緑豊かな背景として重要な役割を担っている。したがって、このような丘陵の中での建築物の建設に当たっては、周囲の緑との調和が重要となるため、建築物のデザイン及び効果的な緑化計画を検討すること。

7 その他

(1)地震対策について

実施区域を含む神奈川県西部地域は、マグニチュード7クラスの直下型地震の発生切迫性が指摘され、その影響が予想される地域であり、とりわけ実施区域の位置する大磯丘陵西部は、活断層である国府津・松田断層が存在する。したがって、実施区域の地質構造について綿密な調査を行うとともに、高圧ガスあるいは危険物等の貯蔵及び配管に当たっては、地震時の安全が確保されるよう十分に配慮すること。また、調査の結果、断層の存在が確認された場合には、施設の配置計画等の見直しを含め、地震に対する安全対策を再検討すること。

(2)工事中の対策について

本件事業の造成規模は比較的大きく、また、実施区域に隣接して、（仮称）東京航空計器（株）大井研究所建設事

業が同時期に予定されているため、両事業の工事工程によっては、建設機械による騒音の発生や工事用車両の運行が重なり、周辺に対するこれらの影響が増幅されることが考えられる。したがって、関係事業者間で十分な協議を行い、両事業の同時施工に伴う工事中的影響を極力低減するための対策を検討すること。また、造成工事における降雨に伴い発生する濁水については、仮設調整池、仮設沈砂池等で処理するとしているが、これらの容量等によっては、十分な濁水処理が行われぬおそれがある。したがって、容量等を明らかにするとともに、工事中に水質測定を実施し、その結果によっては、さらに濁水流出防止対策を検討すること。